



令和5年度
入園のしおり

鴨川市 市民福祉部
子ども支援課 幼保係
(ふれあいセンター)

☎04-7093-7113

もくじ

1. 子ども・子育て支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
2. 教育・保育給付認定申請・・・・・・・・・・・・ P.2～3
 - (1) 教育・保育給付認定とは
 - (2) 保育の必要性の事由（2・3号認定を受けることができる事由）
 - (3) 保育必要量
3. 申込み方法について・・・・・・・・・・・・ P.4
 - (1) 令和5年4月1日入園の申込み
4. 認定こども園【1号認定（教育利用）】の利用について・・・・・・・・ P.4
 - (1) 手続きの流れ
 - (2) 保育時間、開園、休園日など
5. 認定こども園【2・3号認定（保育利用）】の利用について・・・・・・・・ P.5～8
 - (1) 手続きの流れ
 - (2) 入園申込みに必要な書類
 - (3) 保育時間、開園、休園日など
 - (4) 年度途中入園（令和5年5月以降）の申込み
 - (5) 入園ができなかったとき
 - (6) 市町村をまたがる保育園等の入園（管外保育）
6. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・ P.9
 - (1) 利用者負担額の決定
 - (2) 利用者負担額の切り替え
 - (3) 利用者負担額の変更
7. 給食費について・・・・・・・・・・・・ P.10
 - (1) 給食費の金額
 - (2) 副食費の徴収免除
8. その他の手続きについて・・・・・・・・・・・・ P.11
 - (1) 申込み内容が変更となった時について
 - (2) 認定こども園の退園について
クラス編成表
9. 市内教育・保育施設マップ・・・・・・・・・・・・ P.12
10. 鴨川市の子育て支援事業・・・・・・・・・・・・ P.12
11. 認定こども園での1日の過ごし方・・・・・・・・ P.13
12. 鴨川市教育・保育施設一覧表（令和5年度）・・・・・・・・ P.14

1 子ども・子育て支援制度

平成27年度より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が始まりました。すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

《教育・保育の場》

子ども・子育て支援制度の開始に伴い、教育・保育の場として幼稚園、保育園、認定こども園が設けられました。

幼稚園（3歳児～5歳児）

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

保育園（0歳児～5歳児）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

認定こども園（0歳児～5歳児）

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設

2 教育・保育給付認定申請

（1）教育・保育給付認定とは

幼稚園、保育園、認定こども園などの利用を希望する保護者の人は、利用のための認定を受ける必要があります。次の3つの区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	該当者	利用できる施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園（保育利用）
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園（保育利用）



(2) 保育の必要性の事由：2・3号認定を受けられることができる事由

2・3号認定を受けられるためには、保護者（父母）それぞれに次のいずれかの事由があり、常時保育が必要な状態（月64時間以上の就労など）にあることが必要です。

保護者の状況		入園できる期間
①就労	会社自宅を問わず月64時間以上就労している場合	最長、就学前まで
②妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	産前2か月・産後3か月（出産月を含む）
③疾病・障害	病気や障害がある場合	療養を必要としなくなるまで
④介護・看護	同居の親族等を介護・看護している場合	必要な期間
⑤災害復旧	災害などの復旧にあっている場合	必要な期間
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	3か月
⑦就学	学校または職業訓練校に在学している場合	必要な期間
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
⑨育児休業中	すでに保育園等に入園していて、保護者が育児休業に入った場合（3歳児以上で施設に受入の余裕がある場合に限る）	育児休業期間中
⑩その他	上記に類する状態にある場合	必要な期間

※育児休暇明けの場合、入園希望月の翌月15日までの復職が必要になります。

例：4月入所希望の場合、5月15日までの復職が必要です。

(3) 保育必要量

2号認定・3号認定のうち、さらに「保育標準時間認定」・「保育短時間認定」の2つに区分されます。

ア 保育標準時間認定・・・11時間保育利用

就労時間等 月120時間以上（通勤・通学時間を含みます）

イ 保育短時間認定・・・8時間保育利用（8時間以上利用する時は、延長保育料がかかります。）

就労時間等 月64時間以上、120時間未満（通勤・通学時間を含みます）

◎「保育標準時間認定」利用または「保育短時間認定」利用

①就労 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑦就学 ⑩その他

◎「保育標準時間認定」利用

②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待・DV

◎「保育短時間認定」利用

⑥求職活動 ⑨育児休業中

保育標準時間認定または保育短時間認定のいずれの場合も、家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間となりますので、必ず最長時間（11時間または8時間）のお預かりとなるものではありません。

※詳しくは、各施設または子ども支援課へご確認ください。

3. 申込み方法について

(1) 令和5年4月1日入園の申込み

令和5年度の認定こども園の入園受付を下記のとおり行います。

1次受付

◆受付期間：令和4年11月25日（金）～令和4年12月15日（木）

（土・日曜日、祝日を除く）

◆受付時間：午前8時30分～午後5時15分（火曜日は午後7時まで）

◆受付場所：ふれあいセンターの子ども支援課

※この期間を過ぎて申請した場合、1次受付の対象となりませんのでご注意ください。

※市町村をまたがる保育園等の入園を希望される場合はP.8（6）をご覧ください。

4. 認定こども園【1号認定（教育利用）】の利用について

(1) 手続きの流れ

●認定こども園【1号認定（教育利用）】3歳児～5歳児

1. 受付期間中に、教育・保育給付認定申請書などを子ども支援課へ提出
2. 教育・保育給付認定の決定後、入園の手続き

◆必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書
- ②子の健康状況調査票
- ③家庭状況調査票
- ④印鑑（シャチハタ以外）



(2) 保育時間、開園、休園日など

公立認定こども園【1号認定（教育利用）】

・教育標準時間は午前9時から午後2時までとなります。

（登園時間帯 午前8時30分から午前9時）

・土曜日、日曜日、祝日、夏休み（7/21～8/31）、冬休み（12/24～1/6）、春休み（3/25～4/4）、県民の日（6/15）は休園となります。

◆平日（月曜日～金曜日）

7:30	9:00	14:00	18:30
一時預かり	教育標準時間 (5時間以内)	一時預かり	

◆土曜日

7:30	13:00
一時預かり	

※教育標準時間以外に、原則月8日を限度に一時預かりを実施します。料金は、月合計時間1時間あたり100円となります。利用できるのは、各公立認定こども園在園児童に限ります。

5. 認定こども園【2・3号認定（保育利用）】の利用について

認定こども園（保育利用）を利用するためには2・3号認定が必要となります。
※詳しくはP.3（2）をご覧ください。

（1）手続きの流れ

① 教育・保育給付認定申請兼利用申込

受付期間中に、教育・保育給付認定申請書、保育を必要とする書類などを子ども支援課へ提出。
※申込順に入園決定されるわけではありません。
※期日までに、各種証明書類の提出がない場合には、利用調整時に求職中と同様の扱いとなりますのでご注意ください。



② 調査

提出書類に不明な点がある場合は、電話などで状況を確認します。



③ 利用調整

利用調整は、市で行います。入園申込みがあった人の保育が必要な理由やご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し決定します。

※利用調整の結果、第2希望以降の園への入園をご案内する場合があります。



・教育・保育給付認定 ・入園決定

認定されたすべての子どもに支給認定証と、入園が内定した子どもには入園承諾書を送付します。
※認定こども園OURSは利用調整結果通知書を送付します
入園にあたってのご説明は、各園から個別にご案内いたします。



入園保留

※詳しくは、P.8（5）をご覧ください

- 希望した保育園等に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、利用調整の結果入園できなかった場合は、入園を保留する旨の通知を郵送します。
- 欠員などにより、入園ができるようになった時点で、子ども支援課からご連絡します。

⑤ 入園

入園当初は、通常よりも短い時間での保育（※慣らし保育）となります。

※慣らし保育とは、まずは短い時間での保育から始めて、徐々に保育時間を延ばし、お子さんが段階的に教育・保育施設での生活に慣れるようにする期間です。

お子さんの様子にあわせて、2～3週間程度の期間が必要となります。産後休暇明けや育児休暇明けで入園される場合はご注意ください。

(2) 入園申込に必要な書類

①すべての人が必要な書類

1	子どものための教育・保育給付認定申請書・ 現況届出書(兼教育・保育施設等利用申込書)	押印(シャチハタ以外)を忘れずをお願いします。
2	家庭状況調査票	押印(シャチハタ以外)を忘れずをお願いします。
3	子の健康状況調査票	
4	保育の必要性を証明する書類	保護者の状況により必要な書類が変わります。 ※下記の表でご確認ください。

②保育の必要性を証明する書類

お子さんの保護者のほかに、同居している70歳未満の方がいる場合には、原則同居者全員の書類が必要となります。(世帯分離をしても、同一住所または同一敷地内にお住まいの方は、同居者とみなします。)

なお、保護者の方の証明書類の提出がない場合には、利用調整時に求職中と同様の扱いとなります。

状況\必要書類	雇用 証明書	申立書	診断書 ※1	障害者手帳(写) 療育手帳(写) 介護保険証(写)	罹災 証明書	母子手帳	在学証明
就労	○						
妊娠・出産						○	
疾病・障害		○	○	○			
介護・看護		○	○	○			
災害復旧		○			○		
求職活動							
就学							○
虐待・DV	子ども支援課へご相談ください。						
育児休業中	○※2						
その他	子ども支援課へご相談ください。						

※1 診断書は、病名のほかにお子さんを保育できない期間や内容がわかるもの。

※2 育児休業中の雇用証明書は、育児休業期間が記載されているもの。

家庭の状況により上記には記載のない書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

(3) 保育時間、開園、休園日など

公立認定こども園【2・3号認定（保育利用）】

◆平日（月曜日～金曜日）

◎保育標準時間認定

7:30

18:30



◎保育短時間認定

7:30

8:00

16:00

18:30



有 料

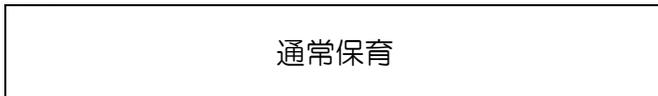
有 料

◆土曜日

◎保育標準時間認定

7:30

13:00



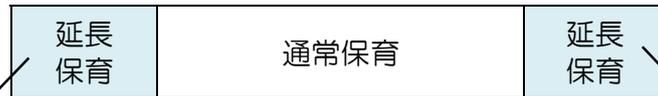
◎保育短時間認定

7:30

8:00

12:00

13:00



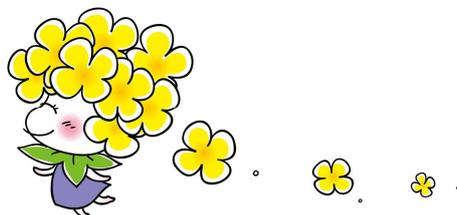
有 料

有 料

※ 延長保育を利用する場合は、園での申込みが必要です。
料金は、月合計利用時間1時間あたり100円となります。

③休園日

日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）がお休みです。
また、市長が特別に認めた場合は、臨時に休園となる場合があります。



(4) 年度途中入園（令和5年5月以降）の申込み

原則は、各月の1日からの入園です。

入園希望月の3か月前から、前月15日（15日が土日祝日の場合は翌平日）までに必要書類をそろえて申込みください。

15日までに申込みをされた方については、先着順ではなくP.5の流れで利用調整、入園決定されます。

なお、市外の保育園等を希望される場合は、申込み期限などが異なる場合がありますので、下記（6）を参考に申込みをお願いします。

利用調整の結果については、入園希望月の前月20日頃にご連絡します。

(5) 入園ができなかったとき

入園を希望する保育園等に空きがないなどの理由により、入園保留となる場合は、下記のとおりとなります。

- ① 提出していただいた申込書は、令和6年3月31日まで有効です。
- ② 希望保育園等の入園保留児童として登録され、翌月以降も利用調整の対象となります。
欠員などにより、入園可能となった時点で子ども支援課からご連絡します。
- ③ 入園保留のまま令和6年3月まで入園ができない場合は、あらためて令和6年4月からの入園申込書を申込期間内にご提出ください。
- ④ 入園保留中に、家庭状況や就労状況などに変更があった場合は変更届を提出してください。
なお、保育園等に入園する必要がなくなった場合には、申込みの取り下げをお願いします。

(6) 市町村をまたがる保育園等の入園（管外保育）

保護者の勤務地の都合や近い将来に引っ越す予定がある、里帰り出産をするなどの理由により、市町村をまたがる保育園等の入園を希望する場合は、下記のとおり申込みをしてください。

①鴨川市の住民の方が他市町村の保育園等に入園を希望する場合

申込みは、鴨川市子ども支援課で行ってください。様式は鴨川市のものになります。

鴨川市子ども支援課に申込みを行う前に、希望保育園等のある市町村へ事前に問い合わせ

（①希望保育園等の空き状況②必要書類③申込み期限など）をしてから、鴨川市子ども支援課で申込みをお願いします。

なお、申込み期限や必要書類については、希望保育園等のある市町村の定めるとおりとなりますので、ご注意ください。

②他市町村の住民の方が鴨川市の認定こども園に入園を希望する場合

申込みは、住所地の担当課で行ってください。申込み期限や必要書類については鴨川市が定めるものとなります。

住所地の担当課へ申請する前に、鴨川市子ども支援課へ（①希望保育園等の空き状況②必要書類③申込み期限など）お問い合わせください。

鴨川市へ転入予定の方は、鴨川市へ転入後あらためて鴨川市で入園申込みが必要となります。

6. 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額の決定

①認定こども園【1号認定（教育利用）】

利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化により**無料**となります。

②認定こども園【2・3号認定（保育利用）】

3・4・5歳児

利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化により**無料**となります。

0・1・2歳児

利用者負担額は、前年度・当年度の住民税額と、4月1日時点のお子さんの年齢と保育時間により決定します。

金額につきましては、別紙「令和5年度鴨川市利用者負担額（保育料）表」をご参照ください。

なお、幼児教育・保育の無償化により住民税非課税世帯のお子さんは**無料**となります。

※利用者負担額は、公立・私立ともに同額です。

※住民税の申告をしていない場合や不備のある場合は、利用者負担額が算定できないため、**最高額の利用者負担額を納めていただくこと**になりますのでご注意ください。

✿保育標準時間認定と保育短時間認定について

保育標準時間認定に比べ、保育短時間認定の利用者負担額は低く設定されております。

(2) 利用者負担額の切り替え

利用者負担額は月によって算定のもととなる住民税の年度が異なります。4～8月分までは令和4年度住民税で算定を行い、9～3月分までは令和5年度住民税で算定を行います。

(3) 利用者負担額の変更

保育必要量の変更をした場合（保育標準時間認定と保育短時間認定の変更をした場合）、利用者負担額は変更をした翌月分から変更となります。

また以下の場合、利用者負担額が変更になる可能性がありますので、各種書類の提出をお願いします。

・結婚や離婚等により家族構成に変更があった方は、教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。

・修正申告等により住民税額に変更があった方で、住民税算定年度の1月1日に鴨川市に住民票がなかった方は、住民税額のわかる書類を提出してください。

7. 給食費について

幼児教育・保育の無償化により3歳児～5歳児のお子さんについては、保育料が無償化されますが、認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、保護者のご負担となります。

(1) 給食費の金額

施設名	年齢	提供元	給食費（月額）
鴨川・田原 認定こども園	4・5歳児	給食センター	主食費 900円 副食費 3,500円 合計 4,400円
	3歳児	自園調理	主食費 1,000円 副食費 4,500円 合計 5,500円
江見・西条・長狭・天津小湊 認定こども園	3～5歳児	自園調理	主食費 1,000円 副食費 4,500円 合計 5,500円

- ・1号認定、2号認定ともに給食費は同一です。
- ・1号認定の一時預かりの際の給食費は、1食あたり350円となります。
- ・3号認定（0～2歳児）の主食費及び副食費につきましては、保育料の一部として徴収をさせていただきます。
- ・認定こども園OURSの給食費については、施設へお問い合わせください。

鴨川・田原認定こども園（4・5歳児）

長期休業日及び千葉県民の日など、給食センターの給食が提供できない時は、自園調理の給食を提供いたします。

その際、1食あたり275円（主食費50円、副食費225円）を徴収いたしますが、1ヶ月の給食費の上限額は、給食センターの給食費と合わせて5,500円となります。

(2) 副食費の徴収免除

次のいずれかの要件を満たす場合、副食費が徴収免除となります。

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 年収360万円相当以上世帯の第3子以降の子ども

認定区分	保育料階層	第3子以降の算定する子どもの範囲
1号認定	第6階層以下	3歳から小学校3年生までの子ども
2号認定	D1ーウ以下	小学校就学前までの子ども

8. その他の手続きについて

(1) 申込み内容が変更となった時について

世帯の状況や仕事、家庭状況などに変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）の提出が必要です。各施設または子ども支援課へ申し出てください。

※教育・保育給付認定が変更となった場合、お持ちの教育・保育給付支給認定証は返却となります。

（紛失等された場合は、教育・保育給付支給認定証再交付申請書の提出が必要となります。）

(2) 認定こども園の退園について

認定こども園の退園は、原則として月末での退園となります。やむを得ない理由により月途中で退園となる場合は、各施設へ申し出てください。

また、次の事項に該当することとなった場合、認定こども園を退園することになりますのでご注意ください。

①保育の必要性が認められなくなった場合

②鴨川市外へ転出した場合

③1か月以上認定こども園の利用をしなかった場合

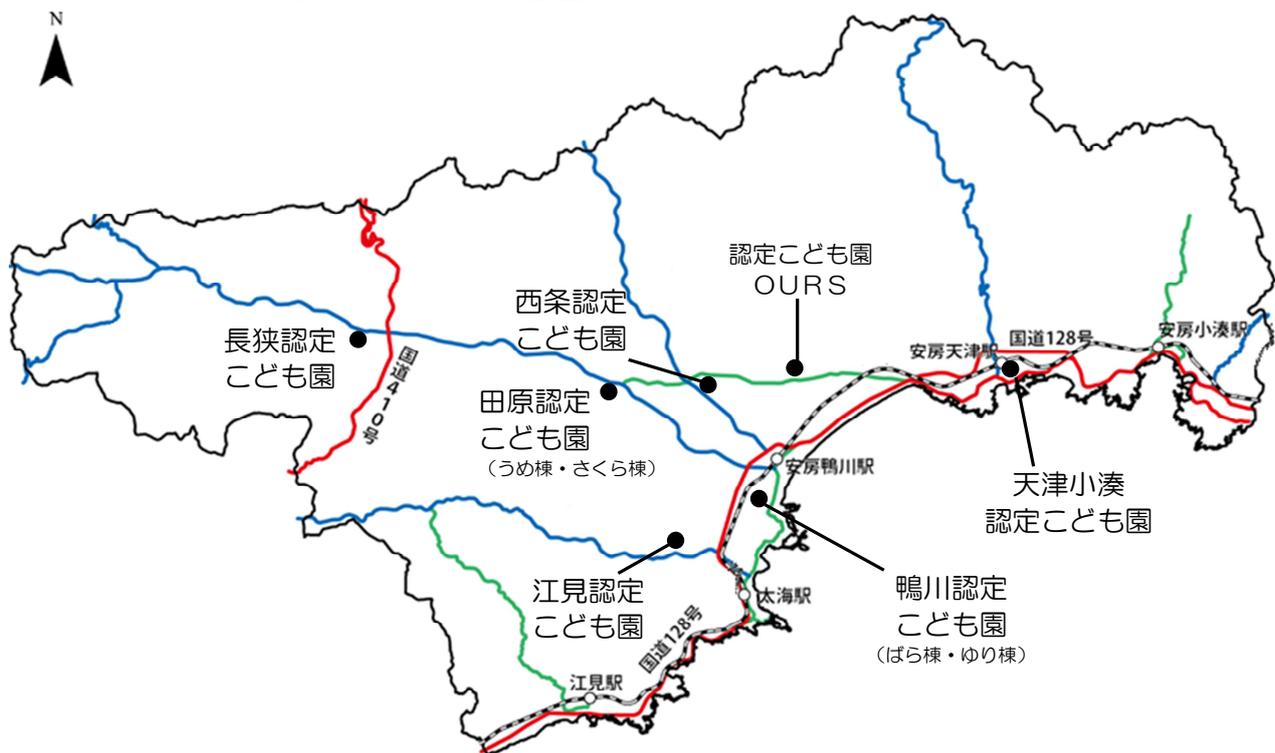
④申込み内容に虚偽があった場合



令和5年度クラス編成表（令和5年4月1日時点での年齢により編成されます。）

ク ラ ス	生 年 月 日
5歳児	平成29年4月2日 ~ 平成30年4月1日
4歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日
3歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日
2歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日
1歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
0歳児	令和4年4月2日 ~

9.市内教育・保育施設マップ



10.鴨川市の子育て支援事業

❁園庭開放

【実施施設：西条認定こども園・鴨川認定こども園・田原認定こども園】

地域に開かれた教育・保育施設として、在宅で子育てしている家庭を対象に園庭開放を行っています。

❁一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

- ・一般型：在宅で子育てをしている家庭を対象に実施しています。

【実施施設：認定こども園OURS】

- ・幼稚園型：認定こども園の1号認定の在園児を対象に実施しています。

【実施施設：市内公立認定こども園】

❁地域子育て支援拠点事業

【実施施設：江見・長狭・天津小湊・OURS 各子育て支援室】

在宅で子育てをしている家庭を対象に、遊んだり、子育てに関する相談や情報交換をする場を提供しています。

※詳細は、子ども支援課（ふれあいセンター内）電話04-7093-7113へお問い合わせください

1 1.認定こども園での1日の過ごし方

3・4・5歳児		時 間	0・1・2歳児	
1号認定	2号認定		3号認定	
登園	開園	— 7:30 —	開園	
	(順次登園)	— 8:00 —	(順次登園)	
	教育標準時間 年齢ごとのクラスに分かれ、1号認定・2号認定の子どもが同じ保育室で過ごします。	保育	— 8:30 —	保育
		— 9:00 —	— 9:30 —	
		— 10:00 —	— 10:30 —	
		— 11:00 —	— 11:30 —	
		— 12:00 —	— 12:30 —	給食
		— 13:00 —	— 13:30 —	お昼寝
		— 14:00 —	— 14:30 —	
		— 15:00 —	— 15:30 —	おやつ
		— 16:00 —	— 16:30 —	保育
		— 17:00 —	— 17:30 —	(順次降園)
		— 18:00 —	— 18:30 —	閉園
		降園	お昼寝	
			おやつ	
			保育	
			(順次降園)	
	閉園			

12. 鴨川市教育・保育施設一覧表（令和5年度）

【認定こども園】 ♣鴨川認定こども園、田原認定こども園は0～3歳児、4・5歳児の園舎が別になります

	名称	住所	電話番号	乳児保育 (0歳児保育)	利用 定員	開園時間		
						教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
公立	江見 認定こども園	〒299-2853 宮 1455	04- 7092- 9330	原則生後 57日目から	99	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
	西条 認定こども園	〒296-0033 八色 869	04- 7093- 2869	原則生後 6か月から	103	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
	長狭 認定こども園	〒296-0115 松尾寺 417	04- 7097- 1502	原則生後 57日目から	105	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
	鴨川 認定こども園	〒296-0001 横渚 510	04- 7092- 2068	原則生後 6ヶ月から	105	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
	田原 認定こども園	〒296-0014 太尾 369-1	04- 7092- 2561	原則生後 6ヶ月から	79	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
	天津小湊 認定こども園	〒299-5503 天津 1208-1	04- 7094- 0380	原則生後 6か月から	105	平日 9:00～14:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00
私立	認定こども園 OURS	〒296-0044 広場 1726-1	04- 7099- 0800	生後 57日目から	390	平日 9:00～14:00	7:00～18:00	8:30～16:30